

令和6年能登半島地震による避難者の皆様へ

生活福祉資金貸付制度

福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

～ 一時的な生活費をお貸しします ～

貸付内容

- 対象世帯 下記のいずれにも当てはまる世帯で、本貸付が必要と認められる世帯
 - ・令和6年能登半島地震により災害救助法の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要として設定された地域から本県へ避難し、当座の生活費を必要とする世帯
 - ・当分の間（1月程度以上を目安）本県に居住する世帯
 - ・継続的に連絡が取れることが見込まれる世帯
 - ・特例措置による貸付が必要と認められる世帯
- 貸付限度額 原則 10万円以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 2年以内
- 利率 無利子
- 実施主体 青森県社会福祉協議会

貸付金交付

- 原則として借入申込者が指定する金融機関口座に送金
- 金融機関口座に送金することができない場合、現金で交付
 - ※「生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付貸付金引換証」と引換えに交付します。

持参いただくもの

- 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）

受付場所

- 避難している市町村の社会福祉協議会にご相談ください。

お問い合わせ

青森県社会福祉協議会 地域福祉課福祉資金係担当（017-723-1469）